

## 発達保障 の源流

# 「自立の時代」と自立論の新展開

加藤直樹

掲載にあたって

- 1 本稿は、全国障害者問題研究会出版部より1997年に発行された加藤直樹『障害者の自立と発達保障』の第1章(pp.10-58)を全国障害者問題研究会のご了解を得て転載したものである。
- 2 転載にあたっては、出版時点で縦組みであったものを横組みにあわせるため、漢数字をアラビア数字に変更するなど体裁上の変更をくわえた。

(人間発達研究所紀要編集委員会)

### 1 障害者基本法と「自立への努力」

1993(平成5)年12月3日、障害者問題にとって重要な法律が公布された。障害者基本法である。議員立法によって全会一致で決定されたこの法律は、その第1条(目的)に次のことをうたっている。

「この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、国及び、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動の参加を促進することを目的とする。」

障害者基本法は1970年に制定された心身障害者対策基本法を23年ぶりに改正したものであるが、旧法の第1条(目的)は次のようであった。

「この法律は、心身障害者対策に関する国、地方公共団体等の責務を明らかにするととも

に、心身障害の発生の予防に関する施策及び医療、訓練、保護、教育、雇用の促進、年金の支給等の心身障害者の福祉に関する施策の基本となる事項を定め、もって心身障害者対策の総合的推進を図ることを目的とする。」

ここで注意したいのは、旧法にはその目的として明確に規定されていない障害者の自立と社会参加の促進が新法では明確に位置づけられたことである。その背景として、旧法から新法への20年あまりの間に、国連での「障害者の権利宣言」(1975年)採択とそれを記念して設けられた国際障害者年(1981年)、それに続く国連・障害者の10年(1983～92年)の実施、およびそれらと呼応して進められてきたわが国の障害者運動の高まりがあったことは容易に想起できるであろう。よく知られているように、国際障害者年の基本テーマは「完全参加と平等」であったし、「障害者の権利宣言」では、その第5項に「障害者は、可能な限り自立させるよう構成された施策を受ける資格がある」と明記されている。

このことからうかがい知ることができるの

は、障害者の自立問題は、わが国の障害者問題におけるもっとも重要な課題のひとつとなっており、それはとりわけ1970年代以降、より明確な位置づけがされるようになってきたということである。

しかし、もちろん、障害者の自立問題は新しい課題なのではない。じゅうらいからわが国の障害者関係法のほとんどに「自立の促進」がうたわれてきたし、当然、心身障害者対策基本法においてもそうであった。この旧法の第6条には次のことが明記されていた。

「①心身障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するように努めなければならない。②心身障害者の家庭にあっては、心身障害者の自立の促進に努めなければならない」

この条文のタイトルは「自立への努力」である。

そして、新法においてもこの規定はそのまま踏襲されている。障害者基本法の第6条は、「①障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。②障害者の家庭にあっては、障害者の自立の促進に努めなければならない」である。全4章30条からなるこの法律の中で第1章総則の中に位置づけられたものであり、ちなみに第1条は「目的」、第2条は（障害者の）「定義」、第3条は「基本的理念」、第4条は「国及び地方公共団体の責務」、第5条は「国民の責務」となっている。旧法からの変化は「心身障害者」を「障害者」、「参加」を「参加」とおきかえただけで、内容的に変更はない。つまり、わが国の法において「自立への努力」は障害者と家族のもっとも基本的な“義務”としてこれまでも位置づけられてきたし現在においてもそうであるといえる。

## 2 「自立の時代」と自立についての2つの立場

### (1) 「自立の時代」

今日、自立が問題になっているのは障害者だけではない。

一つひとつについて紹介する手間を省くために河野勝行氏の論文を借りると、「女性の自立をはじめ、青年、老人、部落解放運動、さらに生活保護受給者の立場にたって研究をすすめている公的扶助研究会などにおいても、それぞれの人々の自立が論じられている」<sup>(1)</sup>。

大泉溥氏は1980年代の展開も含めて、これに学校教育、児童養護の分野、在日朝鮮人問題など在外外国人問題の分野をつけ加えている<sup>(2)</sup>。もっと広げると、「住民の自立」<sup>(3)</sup>「教師の自立」<sup>(4)</sup>、子育ての問題に関して「親の自立・子の自立」<sup>(5)</sup>などという表現もなされ、国民全体について自立が問題にされているといっても過言でない状況がある。河野氏のいうように、「まことに、『現代は自立の時代』なのである。歴史上、これほど広い範囲で自立が問われたことはない」<sup>(1)</sup>。当然のことながら、「自立」をタイトルに掲げた著書も多数出版されている<sup>(6)</sup>。

### (2) 自立についての2つの立場 その1—義務としての自立

このように、「自立の時代」にあって、多くの人によって自立が語られているのであるが、注意深く見ると、同じ「自立」ということばを使っていながら異なるニュアンスが感じられる。同じことばが使われているからには共通した意味が含まれていることは疑いないが、大別して2つの、ある面では対立的な立場があるといつてよい。

第1の立場は、近年「自助・自立」などと対にして使われることの多い「自立」である。そ

それは、単純化していえば、他人に頼らないで自分で処することであり、特に「自助・自立」という場合には社会福祉などの制度にも頼らないことを意味していることが多い。それは、自立が問題にされている人にとっては「義務としての自立」であるといってもよいであろう。

それに対して、第2の立場は、自立が問題にされている人々自身から要求として出されている「自立」である。障害者や高齢者や女性などから「親や家族から独立して自立したい」「男性への依存から脱却して自立したい」などという要求やねがいが出されているが、それは、第1の立場と根本的に対立するものを含んでいる。というのは、自立のために援助や制度的充実を求めるからである。「自立生活を送れるように介助者をつけてほしい」「女性の自立のために雇用機会の差別をなくしてほしい、育児休暇をふやしてほしい」などというように、そのように見るならば、これは「権利としての自立」と呼ぶことができるであろう。

第1の立場での「自立」は、わが国の伝統的な自立観であるといってもよいかもしれない。代表的な国語辞典のひとつである広辞苑によると、自立とは、「人の力をかりないで自分の力で立つこと。ひとりだち」（第3版）、「他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てること。ひとりだち」（第4版）であるとされている。それは、今日における常識的な自立の見方であるといってもよいであろう。このような自立のとらえ方は、折出健二氏によると、明治政府以来の富国強兵政策のもとでつくられた立身出世思想にさかのぼるといえる。ここでいう立身とは「国家の繁栄に役立つ一人前の人材となり世に出てその力を国家のために発揮すべきこと（滅私奉公）」を意味する。そして氏によると「立身出世こそりっぱなひとりだちだ」という発想が国民に浸透し、敗戦後の人びとの生活のなかにも

その観念は生きつづけている」<sup>(7)</sup>。

しかし、とりわけ1980年代になって耳にすることが多くなった「自助・自立」は、そうした伝統的な自立観を背景にしつつも、より意図的な、国民に対するイデオロギー攻撃ともいべき性格をもっているという指摘がなされている。河野氏によると「政府・財界の強行する臨調・行革路線や『日本型福祉社会』の構想でもまた、『自助・自立』のスローガンを軍備拡大・福祉切り捨ての隠れ蓑に使っている」<sup>(1)</sup>というのである。

福田静夫氏はこの間の情勢を次のように分析している。

「70～80年代へかけて資本主義諸国を相次いで襲ったオイル・ショックと『高度経済成長』の挫折によって、一連の『福祉国家』・『社会国家』が危機におちいり、そこからレーガニズム・サッチャーリズムが資本主義諸国の政治的な流れを先導して、核軍拡と福祉切り捨てによる露骨な資本主義強化の路線を追求するという事態も生まれてきた」「わが国の……社会保障・社会福祉の現状はどうであったのか。かつて1973年、政府は、60年代に前進した朝日訴訟・堀木訴訟などの固有の社会保障に関わる運動や、経済の『高度成長』のなかで問題化してきた各種の公害訴訟、さらには革新諸自治体の福祉の成果などに突き上げられた結果であったとはいえ、ともあれこの年を『福祉元年』と自賛する一定の政策を採用してみせた。だが、その年にオイル・ショックが襲うと、政府はたちまちレーガニズム・サッチャーリズムに追隨し、国際的に『福祉国家』ないしは『社会国家』の危機が論じられる状況を最大限に利用して、大企業の利益擁護、社会保障・社会福祉の公的責任の国民への転嫁をいっそう露骨に押し進める方針に転じた。そしてアメリカの防衛政策に対しては協力と援助を惜しまず、防衛費を

一貫して増大させ続けていく一方では、いわゆる『臨調行革』の名のもとに、ようやく緒についたばかりのわが国の福祉に対する仮借のない『切り捨て』政策を強行していく<sup>6)</sup>。

そのような政策展開の中で、「戦後の総決算路線」における福祉イデオロギーとして「自助・自立」が叫ばれてきたというわけである。河合幸尾氏はこのような事情を次のように述べている。

「わが国の社会福祉実定法には全て『自立』に関連した規定があるのだが、現実の行政のもとではそれは行政側のイデオロギーとしてきわめて歪められ、転倒した解釈によって運営されている。例をあげるまでもなく生活保護行政では、保護を廃止することが『自立』であったり、児童福祉行政では母子寮から転出することが『自立』であったりする。社会福祉の行政にあっては、諸施策を受けなくなることが『自立』を意味することが多いのである。それだけではない。今日の社会福祉行政は、精神的自立という点でも転倒している。例えばそれは、社会福祉サービスを充実することが墮民を養成することとなるとする古典的『墮民養成論』や自ら生きる意欲を失わせることとなる『意欲喪失論』であったりする。社会福祉の充実が精神的自立にとっても障害になるとする論である<sup>9)</sup>。

このようにして、一方では、主として政府筋などから意図的に展開されている第1の立場に立つ自立論に立って「自立の時代」がいわば「つくられている」のである。

杉本豊和氏によると、わが国の障害者福祉行政における「障害者の自立観」の変遷を見ると3つの段階に分けられるという。第1の段階は、身体障害者福祉法制定からその一部改正まで（1949～54年）で、職業的更生（経済的自立）としての自立観であり、第2の段階はそれ

以後国際障害者年まで（1954～80年頃）で、身辺自立（ADLの自立）も自立の一形態として見る段階であり、第3の段階がそれ以後であり、「ノーマライゼーション」思想の導入などによって障害者が地域であたりまえに生活できる社会をめざす中で、さまざまな自立のあり方が問われるようになってきたという<sup>10)</sup>。確かに政府の諮問機関などにおいてそのような答申や意見具申がなされてきているのは事実である。しかし、現実の法の文言や、政府の実際の施策を見るならばそう単純には見てとれず、次節に見る動向と絡んで新しい展開をしているように見えて、ここであげた伝統的自立観は脈々と生き続けていると見るべきではないだろうか。

### （3）自立についての2つの立場 その2—権利としての自立

他方、第2の立場の自立は、一面ではこのような社会的背景ときり結びつつ、また他面では独立した背景をもって登場してきている。

一般に、自立を問題にされている人々は、「社会的弱者」である。河野氏によると「（自立が問題にされている人々は）それぞれの人々がこれまで多かれ少なかれその人格の独立性を否定され、権利を奪われてきた<sup>11)</sup>」ことに共通性がある。それらの人々が自らの自立を要求してきている背景には、ひとつには国際的な権利保障運動の前進がある。この動きを国連の場合についてごく大まかに見ると、世界人権宣言（1948年）を基盤に、国際人権規約（1966年）が採択され、その後1970年代に入ると相次いで国際行動年が設定される。ここでの課題にそくして主なものを見ると、国際児童年（1971年）、国際婦人年（1975年）、国際障害者年（1981年）などであり、また高齢者のための国際行動計画（1982年）もつくられる。このような国際年がわが国においても関係者の

権利保障運動の発展の契機となって、その当事者である女性、障害者、高齢者などの新しい人間宣言がなされてきていることは確認される必要がある。

また、わが国における特徴としては、戦後の民主主義が一定の定着をしてきて、とりわけ「高度成長」期がもたらしたいくつかが契機となって、今日の「権利としての自立」への声を大きなうねりにしてきていると考えられる。「高度成長」が共同体の崩壊、社会構造の変化によって家庭・地域の教育力・福祉力の低下、危機をもたらし、権利保障運動を進展させてきたことはそのひとつである。たとえば障害者運動を例にとると、家族・親族のみではどうして障害児者の福祉を担うことができない状況のもとで1960年代後半以降、権利保障運動としての性格を明確なものとして発展し、その中で人権への意識を高くもった障害者を生み出してきたのである。そして同時に、「高度成長」期は、第2次大戦後においても実質的に払拭されていなかった家族制度などの半封建的なものを崩壊させ、職業選択、居住地の自由、「両性の合意に基づく」結婚とその夫婦を中心とした家庭などが実質化し、個人の人格の独立性が認められる思想的基盤が確立し、総じていえばいわゆる市民権が多くの国民にとってやっと自分のものとなって、「真の戦後」をつくり出してきた事情をあげる必要がある<sup>11)</sup>。つまり、わが国は自由と民主主義を基調とする市民社会の確立において先進国に大きな遅れをとってきた（たとえば婦人参政権が認められてまだ50年余を経過したにすぎない）が、戦後の民主主義が1960年代以降の社会の展開の中でようやく国民の意識として定着してきたことが、社会的弱者といわれる人々の「個人としての人格の独立性」を主張させることになってきたと考えることができるのである。

このように、今日障害者をはじめ、自立が問題にされている人々が民主主義的、市民的権利の実質化を要求し、そのための条件を整えていくことを求めているのである。いわば、自由と民主主義の思想の発展の中で自立が大きな関心事となり、「自立の時代」をつくり出しているのである。

障害者の「権利としての自立」の場合も、基本的にはそうした背景をもとに、発展してきた。国連の国際障害者年を中心とした活動については先に若干ふれたが、そのような国際的活動の基調となり思想的支柱となったのが「ノーマライゼーション」であることはよく知られている。1950年代にデンマークで生まれたノーマライゼーションの思想は、今日、それ自体の発展を遂げつつ全世界的なものとなり、わが国においても高齢者問題など障害者の分野を越えて行政の施策の基調にも盛り込まれ、運動の武器ともなっている。たとえば、国連の国際障害者年行動計画は障害者を次のようにとらえている。

「社会は、すべての人々のニーズに適切に、最善に対応するためには今なお学ばねばならないのである。社会は、一般的な物理的環境、社会保健事業、教育、労働の機会、それからスポーツをふくむ文化的、社会的生活全体が障害者にとって利用しやすいように整える義務を負っているのである。これは、たんに障害者のみならず、社会全体にとっても利益となるものである。ある社会がその構成員のいくらかを閉め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである。障害者は、その社会の他の者と異なったニーズをもつ特別な集団と考えられるべきでなく、その通常的人間的なニーズを充すのに特別な困難をもつ普通の市民と考えられるべきなのである」（国連総会決議「国際障害者年行動計画」第63項、1980年）。

自立は障害者の要求である。ノーマライゼーションの思想を具現化したこのような障害者観は、障害者の「権利としての自立」の武器となるものである。そしてこの思想に影響されながら障害者の自立生活を実際に展開することを通して「権利としての自立」を推進したのが、1960年代のアメリカ、カリフォルニア・パークレーに発する「自立生活 (IL Independent Living)」運動である。大泉氏はこの運動がわが国に多大な影響を与えることになった経過をまとめているが、施設福祉から地域福祉への政策転換をはかろうとしていた行政（筆者から見ると、それは施設福祉を後退させ、ある面では「放棄」したという面も見逃せない<sup>(12)</sup>）のよって立つ理念として、また、わが国でようやく権利保障運動として展開してきた障害者運動の成果の一側面として展開されてきた海外旅行にチャレンジする障害者などによる国際交流の結果として、IL運動と自己決定、自己選択権を基調とする思想は障害者自身の「権利としての自立」の発展に寄与したといえるであろう。

それと共に、障害者の「権利としての自立」を推進してきた武器として、ノーマライゼーションの思想とほぼ同時期に提起され、実践的・理論的蓄積をもってきている発達保障の思想と理論の影響を見逃すわけにはいかない。1960年にわが国の障害児施設において提起され、全国障害者問題研究会などの中で受け継がれ、深められつつあるこの思想は、その成立においてはノーマライゼーションの思想との間に独自性をもつものであったが、共に障害者を同じ人間であるという復権の思想を展開したという点で基本的に共通したものである。全国障害者問題研究会の機関誌『みんなのねがい』では、1980年代はじめから、特に1980年代後半以降は毎年のように権利保障の立場から障害者

の自立を特集している。

これまで、今日のわが国における自立に関する論調を、大別して、「義務としての自立」、「権利としての自立」という分け方をしてきた。しかし、本来的に自立は義務なのだろうか、権利なのだろうか。権利というものが天から授かったものではなく、多くの人の汗と血によってかちとられてきたものであることを知るものにとっては、「どちらか」論は愚問であるというべきかもしれない。

けれども、見ておきたいことは、冒頭で見た障害者基本法の規定は、自立を障害者、家族の義務・責任としてとらえていると見られることである。この法律は障害者に関する国際的動向をふまえて提起されていることは明らかである。しかし、たとえば障害者の権利宣言第5項をもう一度振り返ってみたい。そこでの規定は「障害者は、可能な限り自立 (self-reliant) させるよう構成された施策を受ける資格がある」であった。これは明確に権利としての規定である。小川政亮氏は、これを「自立援助請求権」といい得るだろうと述べている<sup>(13)</sup>。

このことをどう受けとめたらよいであろうか。これらの吟味をするためには、訳語の検討や法律論そのものの検討が必要になるので、ここでは深入りはさけるが、私たちが自立を問題にするとき、どのような立場に立つかが求められるのではなかろうか。

この点で注意を要するのは、伝統的自立観はすでに廃れて、新しい自立理念が定着しつつあるという論についてである。たとえば定藤丈弘氏は、アメリカのIL運動が提起した「自己決定権の行使が自立である」とする自立観、すなわち「自らの人生や生活のあり方を自らの責任において決定し、また自らが望む生活目標や生活様式を選択して生きる行為を自立とする考え方であり、これは端的には、一回限りの自らの

人生を障害者自らが主役となって生きること、すなわち生活主体者として生きる行為を自立生活とする理念」が社会的支持を得るに至っていると述べている<sup>14)</sup>。

また、岡田武世氏はわが国の社会福祉行政における自立概念の変遷について仲村優一氏の論文を取り上げ、次のように述べている。

「わが国社会福祉行政における自立観の展開をその大略においてたどれば、少し前まで、本質的には公費による『救済』を惰民養成につながるものとみて、自分で働いて生計をたて、そのような『救済』を受けないことを『自立』とする考え方が支配的であったが、国際障害者年を機に漸く『自己実現に向けて主体的に生きること』といった新しい自立概念が提示されるに至ったものの、社会福祉の制度自体は未だそのような自立を保障するものとはなっていないということになる<sup>15)</sup>」。

定藤氏や岡田氏の論点は、後述する点とも関わって、自立についての重要な提起を含んだものである。しかし、冒頭でもふれたように、国際障害者年をはじめとする国際的動向をふまえて提起され成立したはずの障害者基本法自体が伝統的な自立観に基づいたものであることは明確にしておかなければならない。

また、1995年12月に国の障害者対策推進本部が発表した「障害者プラン～ノーマライゼーション7カ年戦略」においては、基本的考え方として「国においては、ライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指しリハビリテーションの理念と、障害者が障害のないものと同等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の下、『障害者対策に関する新長期計画』を策定し、その推進に努めている」と述べつつ、①地域で共に生活するために、②社会的自立を促進するために、③バリアフリー化を促進するために、④生活の質

(QOL)の向上を目指して、⑤安全な暮らしを確保するために、⑥心のバリアを取り除くために、⑦我が国にふさわしい国際協力・国際交流を、という7つの課題を1996年から7カ年計画で推進するとしている。この中における「社会的自立を促進する」ための課題としてあげられているのは、①障害のある子供達に対する教育の充実、②教育相談体制・研修の充実、③後期中等教育段階における施策の充実、④法定雇用率達成のための障害種類別雇用対策の推進、⑤重度障害者雇用の推進、⑥職業リハビリテーション対策の推進の6点である。そのねらいは、「障害者の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、障害の特性に応じたきめ細かい教育体制を確保するとともに、教育・福祉・雇用等各分野との連携により障害者とその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加することができるような施策を展開する」ことにある。この「プラン」は、「障害者対策に関する新長期計画」(1993年)の重点施策の実施計画であり、数値目標を設定するなど具体的な施策目標を明記した点で注目し値するものであるが、ここで取り上げられている「自立」は、やはり伝統的な職業的自立を指すものであるといわなければならない。要するに、自立をどうとらえるかの理念的、思想的、理論的論争は、現在においても必要なものであることを確認する必要があると思われるのである。

権利か義務かの問題に若干ふれるならば、参考に「労働」について検討してみよう。よく知られているように日本国憲法はこれについて「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」(第27条)とうたって、労働は国民にとって権利であると共に義務であると規定している。それは、権利論や法律の専門的論議を抜きにして常識的に考えると、労働は生活の糧とな

ることからその機会が保障される必要があると共に、労働は社会の維持にとって不可欠であるから、社会の担い手というからには国民の義務でもある、と解釈できることになるかもしれない。そして、それにならうならば、自立も国民にとっての要求であってそれは権利として認められるべきであり、同時に社会の担い手として、それにふさわしい人格や能力を獲得し、次代に引き継ぐべきものを残していくことは責任でもあるといつてよいかもしれない。

しかし、実際に障害者問題の現実と考えあわせるとことは明確である。障害者にとって労働の義務を負うことができるためには、それぞれの人に見合った働く場が用意され、あるいは必要な教育や訓練が施されなければならない。そうした条件整備を抜きにしては多くの障害者にとって労働は現実化されない。同じようにこれを自立に当てはめるならば、障害者が社会の一員として「自立への努力」の責任を果たすことができるためには、そのための条件を整えていくことが求められるというべきであろう。これは結果的に「権利としての自立」を実現しなければならないことにならざるを得ない。実際、通常の人間においても、労働の主体となるためには、特に近代以降においては公教育などによる相当期間の教育や訓練を必要とすることはもはや常識である。現代から21世紀に至る社会においては、そのような教育や訓練が9年間のいわゆる義務教育の期間のみでは不十分で、それ以上の教育の期間が必要であることを多くの人々の共通認識としつつあり、日本国憲法はそれらを権利として保障されるべきであることをうたっている。このことに照らしていえば障害者の場合は、そのハンディキャップゆえによりゆきとどいた、長期の教育、訓練を権利として保障すべきであるとする意見は一般的な説得性をもつといつべきではないだろうか。

河野氏は、「実体とは何か」という問いにデカルトが答えた「存在するために自己自身の他の何者をも必要としないで存在している事物である」という回答に政府などの自立観をなぞらえて次のように述べている。

「(政府などの自立観は)他者に頼らず自力だけでやれ、というのがその趣旨だからである。しかし、他者からいっさい無関係に存在しうるものはない。まして社会的存在たる人間においておや。障害者ではなおさらであるどころか、よりいっそう豊かで深い社会的諸関係が必要なのである。ともあれ上述のようなネガティブな形でしか表現されえない、アトムの『自立』論はどこから見ても非現実的な謬論である」<sup>(1)</sup>。

#### 文献

- (1)河野勝行「自立と発達」『障害児教育実践体系 第7巻 成人期』労働旬報社、1984
- (2)大泉溥『障害者福祉実践論』ミネルヴァ書房、1989
- (3)三塚武男『部落解放のまちづくり』部落問題研究所、1988
- (4)たとえば、川口幸宏編著『青年教師の自立と教育実践』青木書店、1984
- (5)たとえば、吉武輝子『自立心を育てる教育』明治図書、1993
- (6)この点では、1980年代までのものは、前出大泉氏の著書に整理されて紹介されているので参照するといつ。そのほか、大泉氏の著書に紹介されていないものを1990年代を中心に単行本に限ってあげるとたとえば次のようなものがある。

岩渕紀雄『自立への条件——耳の不自由な人の福祉入門』日本放送出版協会 1991、井谷義則編著『人間の自立を促す障害児指導—実践のおさえどころ』明治図書 1990、浜野博『ハンディキャプト——自立への25年』イタオリティ 1985、東雄司『精神障害者・自立への道—和歌山からの報告』ミネルヴァ書房 1991、東京都精神薄弱者育成会編・大江健三郎他『自立ということの意味』大揚社 1993、青少年福祉センター編『強いられた「自立」』ミネルヴァ書房 1989、大江健三郎・川



島みどり・正村公宏・上田敏『自立と共生を語る一障害者・高齢者と家族・社会』三輪書店 1990, 吉武輝子『自立心を育てる教育』明治図書 1993, 人間発達研究所編『自立と人格発達』全障研出版部 1990, 河野勝行『障害児者のいのち・発達・自立—現代障害者の諸層』文理閣 1990, 鈴木勉編『青年・成人期障害者の自立・発達・協同』(広島女子大学地域研究叢書Ⅷ) 広島女子大学 1992, 谷口明広・武田康晴『自立生活は楽しく具体的に』かもがわ出版 1994, 定藤丈弘・岡本栄・北野誠 編『自立生活の思想と展望』ミネルヴァ書房 1993

- (7)折出健二『人間的自立と教育』青木書店, 1984
- (8)福田静夫「転換の時代と『より善き生』——社会福祉哲学の可能性を求めて」福田静夫・宮田和明編『社会福祉の人間の原理』文理閣, 1990
- (9)河合幸尾「現代社会福祉の対象——理論的検討を中心に」河合幸尾・宮田和明編『社会福祉と主体形成——90年代の理論的課題』法律文化社, 1991
- (10)杉本豊和「青年・成人期障害者の自立と発達——障害者自立論研究の動向と課題」『福祉研究』69号, 1992
- (11)高度成長期がもたらしたものについては, 拙著『少年期の壁をこえる——9, 10歳の節を大切に』新日本出版社, 1987を参照
- (12)加藤直樹「障害者施設をめぐる情勢とわれわれの課題」『障害者問題研究』11号, 1977
- (13)小川政亮「障害者の人として生きる権利の法体系」障全協・共作連・全障研編『障害者の人権20の課題』全障研出版部, 1992
- (14)定藤丈弘「障害者福祉の基本的理念としての自立生活理念」定藤丈弘・岡本栄一・北野誠一編『自立生活の思想と展望』ミネルヴァ書房, 1993
- (15)岡田武世編著『人間発達と社会福祉』川島書店, 1996

### 3 自立とはなにかをめぐって

前節では, 自立についての考え方を2つの立場に大別し, よって立つ立場を明確にすべきであることを述べた。それは, 自立の概念を問題にするというよりも, 自立が今日これだけ多く

の人々の問題にされている根拠と背景, その中にある思想をわかりやすく浮き上がらせようとしてのことであった。2つの流れが共に1980年代以降大きなものとなってきていることを見ておきたかったのである。

このことをさらに追求しようとする, そもそも「自立とは何か」を曖昧にしたままではすまされない。しかし, ことはそう簡単ではない。折出氏は主な教育学辞典(事典)の項目には「自立」は見当たらなかったという。氏のいうように, 「自立」は日常語としてさかんに用いられてはいても, いざその概念を明らかにするには多様な意味をもちすぎているというべきかもしれない。

そこで, 常識的なとらえ方を見るために一般の辞書を検討することになるのであるが, すでに, 国語辞典のひとつについて説明を抜きにして紹介してきた。ここであらためていくつかの辞典の自立概念を掲げておこう。

広辞苑(岩波書店)

①人の力をかりないで自分の力で立つこと。ひとりだち。②他に属せず自主の地位に立つこと。独立。③自ら帝王の位に立つこと。(第1～3版。第1版 1955, 第2版増補版 1976, 第3版 1983)

他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てること。ひとりだち。(第4版 1991)

角川国語中辞典(角川書店, 1973)

①他の力によらず, 自分の力で身を立てること。独り立ち。②他に属せず自主の地位に立つこと。独立。③自ら帝王の位に立つこと。

広辞林第5版(三省堂, 1973)

①自分の力で生計を立てること。②服従の関係を脱して自主の地位に立つこと。独立。③自ら帝王の位に立つこと。

日本語大辞典(講談社, 1989)

他に従属しないでひとりだちすること。他の

助けを借りないで自力でやっていくこと。

日本国語大事典第 11 巻（小学館，1974）

①他への従属から離れてひとりだちすること。一本立ち。②他の力をかりることなく、また他に従属することなしに存続すること。③自ら帝王の位につくこと。

全体として大きくはちがわないようであるが、比較的新しいものでは、たとえば、日本語大辞典（1989）では「他に従属しないでひとりだちすること」が先に記述されており、また広辞苑の第 4 版では「他人の支配を受け」ないことが自立概念の中に含まれている。そこには、市民社会の原理としての個人の自由が含意されていると見ることができる。広辞苑第 3 版が出版された 1983 年から第 4 版刊行の 1991 年の間に国民の意識が変化し、ことばの意味そのものも一定の変化をしていることを読み取ることができる。

けれども、ここでのこれからの検討は、特に前節で述べた「権利としての自立」を主張している人々の間で自立概念そのものを新しいものに変えていこうとする動きがあり、それらの中に障害者の自立問題を考える上でも検討に値するものがあるのではないかという提起である。それらは、考えようによってはけっして新しいものではなく、あたりまえともいえることであるかもしれない。しかし、この検討は障害者の自立を実現していく実践や運動にとって意味のあるものであると考えるからである。

### （1）新しい自立概念の検討 その 1—依存的自立

自立は、常識的にいって、他人に依存しないで自分のことは自分でということとその核心としていると述べてきた。しかし、たとえば青年の自立を問題にしている研究者の間から「依存的自立」と表現される自立概念が提起されてい

る<sup>(2)</sup>。

それは、一見すると矛盾した表現であるとも受け取られかねないかもしれない。しかし、考えてみると当然ともいえる。なぜなら、他人にいついそい依存しない生活などは現代社会においてはあり得ないからである。現代に生きるということは、人と交わり、その中で依存し依存される関係をもって生きること他にない。他人に依存しない生活は自立というより孤立といふべきである。

このことに関わって折出健二氏は「自立論にも二つの立場があるといえる。一つは、人と人とのふれあい・助けあい・思いやりという交流を創りだしつつ、各人の『生きる権利』の実現として自立をさぐる立場。もう一つは『自分のことは自分で』という個人的解決を原則とし、一人ひとりの努力や考え方しだいでものごとは対処できるとする立場である」とし、後者が明治以来の立身出世の考え方で、国家による「上から」の自立の思想であり、前者は「国民が『下から』、みずからの生活の底から、『人間らしく生きる権利』としての自立、したがって人びととの友好・連帯をつねにめざしていく自立という考えをうみだしている」<sup>(1)</sup>と述べている。

このような考え方に立つと、自立のために必要なことは、援助し援助される人との関係を結ぶ力であり、ある場合には「必要なときに周囲に援助を求める力」が必要不可欠であることになる。もちろん自分のことを自分で行いうることは望ましいことであるにちがいない。しかし「餅は餅屋」といわれるように、先人たちから受け継いだ文化遺産—ここではそれは広い意味であり、科学や技術、芸術なども含まれる—のすべてを自らのものとするのはどの個人にとっても不可能である中で、しかるべき専門的知識や技術・技能の持ち主に援助を受け、そのかわり自分もまた何らかの代価や代償を与え

る、というような関係の中でこそ豊かな生活が営めるのである。もっといえば、たとえば定期的に医者にかかり健康を診断し、何かの病気があればその援助のもとで治療するというような「依存」なくして社会の担い手として働くことなどできないというべきである。

このような自立のとらえ方は、障害者の場合さらに切実に必要であるとはいえないであろうか。実際、障害者の自立に関していえば、ある意味で健常者以上に「～が自分でできる」ことにこだわった見方が多かったとはいえないだろうか。

18歳のとき、学校事故によって脊髄損傷の障害者となった浜野博氏は次のように述べている。

「自立とは、文字通りに言えば誰の力も借りず、みずからの足で立って生きていくことである。これまで言われてきた障害者の自立というものも、日常生活をどうにか独力でやれる者が、自宅や施設に閉じこもって暮らすことから脱して、自活の道を見出すという意味で受け留められてきた。(中略)

自立とひと口で言っても、まったく誰の手も借りずに生きるということにこだわるなら、現在ある授産施設や共同作業所などは、ほとんど条件に適合しないことになる。これらはみな、障害者の親や支援者たちのながい努力の末に、行政の壁を破ってようやく設立に漕ぎつけたというのが、共通した事情であろう。そう見てくると、この『自立』という言葉の意味は、もう少し異なる角度から見るとべきだと思われる。

障害者に限らず、個々の人間がみずから生きていこうとするとき、他人と一切関わりを持たず、誰の援助も求めずに生き抜くことは、現代社会では不可能である。なのに、障害者の場合にだけ、人に頼らぬ自活の道を強要されるのは、考えてみればおかしいと言える。しかし、

現実の社会では、身体健全な者に比べて幾倍もの努力をしなければ、『人並み』の自立生活を勝ち取れないからこそ、ことさら『自立』が強調されるのだろうか。

私たちのように常時介助者の手を必要として生きる者の自立とは、他者の助力を求めながら、しかし可能な限り人間らしく生きることをめざすのである。むろん、できるだけ人を当てるに度合いを減らしたいと思い、その努力はそれぞれにつづけているが、限界はすぐ目の前に大きく立ちふさがっている。

私たちは、24時間介助者のついた自立をめざしているのである。それを自立と呼べるのかと問われれば、私たちは(少なくとも私は)『そうだ』と答えたい。最重度の、寝たきりを含めた障害者が生きられる世をこそ、実現させたいと切実に望んでいるのだ、と<sup>[3]</sup>。

長い引用になったが、この浜野氏の声は多くの障害者、とりわけ重度障害者の声ではないであろうか。一方で「依存的自立」というべき自立観に到達していると共に、それが今日においてもまだ考え方としても多くの人のものとはなっていない現実、そしてその実現へはさらに遠い現実を感じているのであろう。

真田是氏は、障害者の普遍的自立概念のひとつとして「私的依存から脱して社会的依存を広げ強めていくこと」<sup>[4]</sup>をあげているが、これと関わって、もっと積極的に、「他者の支援を獲得する力」を自立の具体的内容としてあげる次のような見方もある。

「重度障害者が社会参加し、地域社会において自立的生活を営むためには、他者に依存しない独力での生活領域を少しでも広げることも必要であるが、状況においては他者に積極的に依存し、他者からの援助を獲得する力を自らの生活規範の一つとして位置づけていくことも必要不可欠となる。今日の生活環境は重度障害者が

自力で生活するにはあまりに多くの障害物を伴っているのである。自立とは他に依存しない独力行為の代名詞ではけっしてなく、時には他に進んで依存し、積極的に他者から助けを受ける行為を含む概念でもあるのである」<sup>5)</sup>。

筆者の知人、Mさんの例を紹介しよう。軽知的障害をもつMさんはとてもしっかりやである。彼女は、約20年前、26歳のときに見合いで結婚したのであるが、結婚が決まったとき仲人に「算盤を教えてほしい」と頼んだそうである。彼女のいうには、私は学校に4年間しか通わず、あとは施設で暮らしてきた。4年間の学校生活も「お客さん」の状態だった。だから計算ができない。しかし、結婚したらお金の計算ぐらいできないとダメだから、だから算盤をならいたい、というのである。しかし、それは実現しなかった。算盤をあやつるためには計算する力が必要だから。しかし、自分の今後の生活を展望し、自分のなすべきことを知り、そのために必要な努力を払おうとする、そういうすてきな彼女である。

そのMさんと数年前に街で偶然出会って、昼食を一緒に食べながら話したときのことである。彼女に暮らしぶりをたずねると、苦しいという。彼女の夫は、他府県の人でもあるいは知っている有名な会社に勤めているのだが、彼自身も知的障害者であり、いわゆる正職員にはしてもらえず、給料も低いのである。だから彼女もパートで豆腐屋に勤めているがそれでも楽ではないという。それを聞いて、私はいじわるな質問をしてみた。「どう、お金の計算はできるようになった？」と。すると彼女は手を横にふって、「ダメ、ダメ」と答える。そこでまたいじわるに「でもそれではやっていけないじゃない？」と聞くと、その答えはふるっていた。「うん、だからね、どうしても必要なもの以外は買わないようにしているの」。私は、内

心、なるほど、計算はできなくとも節約はできるのだな、と感心したが、口にはさらに追い打ちをかけるような質問が出てしまった。「必要なものしか買わないじゃ、楽しみがないじゃない？」そういうと彼女は、そうよねー、と相づちを打ちながら、ゆかいな話をしてくれた。実は、彼女は歌手の五木ひろしのファンである。彼は彼女の住んでいる近くの都市で毎年定期公演をするそうである。彼女は、そのコンサートに行くための費用、6000円だけはちゃんとしておくというのである。「楽しみがないとやってられないから、それだけは大事にしているの」というのが彼女の言い分である。

さて、本題の話は、そのあとである。結婚して10数年、彼女は夫の実家に住んでいるのであるが、2人と共に暮らしていた姑、つまり彼の母親が亡くなって、それで町内会の一員に加わることになったそうである。ところが、その彼女に会の役割がまわってきたというのである。それがこともあろうに「会計係」だったというのである。「ねえ、ひどいでしょ、私の一番苦手なことなのに」と同情を求める彼女であったが、しかし聞いてみると、彼女はその役を見事にやり遂げているのである。どうしたのか……それは簡単である。彼女は、もちろん、町内会の領収書の束を自力で計算して報告書をつくる力はない。しかし、町内会の総会で半月後に報告をしなければならぬことはわかる。すると彼女は近所の知り合いのおばさんのところについて、これを何とかして、と頼むのである。労働奉仕の代わりにということで。結局、報告書は全部おばさんにやってもらって、総会に提出したというのである。

障害者が、さまざまな生活上のことや仕事などでいろいろな力をつけていくことはもちろん望ましいことである。そのようなチャレンジを励ますことは重要である。しかし、人の力を借

りなくとも何でもできるというのなら障害者という必要さえないともいえる。何らかの社会的援助を特別に必要とするから障害者といわれるのである。その障害者が社会で生きていく上では、確かに、定藤丈弘氏のいうように「他者の支援を獲得する力」が重要な意味をもってくるといえるであろう。

このように、「依存的自立」という自立のとらえ方をしてみると、自立援助に新しい課題が見えてくるといえるのではないだろうか。

## (2) 新しい自立概念の検討 その2—全人格的自立

障害者基本法第6条の「自立への努力」において、障害者に求められているものは、「進んで社会経済活動に参加するよう努め」ることであった。ここでいう社会経済活動は、広くとらえると生活全般にわたるとも考えられる。しかし、じゅうらい、障害者の自立においてもっとも重視されてきたのは経済的自立である。むしろ、一般企業に就労できた障害者に対して、あの人は自立できた、というように、自立をほとんどもっぱら経済的自立としてみる見方さえあったといえる。

しかし、今日の「自立の時代」にあって、自立を経済的自立だけでとらえることですまされるであろうか。折出健二氏は、わが国において明治期のはじめにすでに古典的な自立思想が生まれていた、として福沢諭吉の「独立」という概念を紹介している。

『一身独立して一国独立する』と説く福沢は、『独立』を3つの意味でとらえていた。すなわち『自分にて自分の身を支配し、他に依りすぎる心なき』という精神的『独立』、つぎに『自ら物事の理非を弁別して処置を誤ることなき』側面としての認識的自立、そして『自ら心身を勞して私立の活計をなす』という経済的自

立である』<sup>(1)</sup>。

折出氏によると、「一身独立」においてまず人格的な自立を重視しているなど、現代における自立の検討にも参考になるこの福沢の自立思想があったにも関わらず、天皇制をバックにした政府によって「上から」の教化によって国民の自立を進める政策がとられたという。先に見た「立身出世」の自立観である。

このように、自立を単に経済的自立だけでなく、より総合的にとらえる見方は古くからあったし、自立が問題にされる分野によっては、たとえば青年の自立などにおいては、かつてより経済的自立が必ずしも中心的課題ではなかったといえる。

近年の自立に関する著作から、そこで展開されている自立概念に関する論調をいくつか紹介しておこう。

ひとつは女性の自立の領域における提起である。

星野澄子氏は女性の自立問題が多くの場合、経済的自立を中心に語られることを批判的にとらえる立場から次のような紹介をしている。

「女性問題の専門家や評論家たちの分類にしたがうと、自立には精神的自立、経済的自立、生活技術的自立の3つの自立があるとされる。さらにそれを男女それぞれの場合に当てはめて考えてみると、性別役割分業がゆきわたっている社会的背景のもとで、男は経済的自立は達成しているが、日常生活を送るうえでの具体的な生活技術には欠ける面が多く、身の自立ができていたとは言い難い。他方、女性は、健康で文化的な日常生活をひととおり送っていくための、衣食住を通しての生活技術は身につけているものの、経済的基盤をもたない人びとも多く、経済的自立に欠けている。3つの自立のうち、もっとも大切なのは精神的自立であるが、それについては、男女とも達成できているとは

言えない状態である。これらを多少戯画化して、『3つの自立についての男女の星取り表は一勝一敗一引き分け』と評する人もいる」<sup>6)</sup>。

星野氏はこのように、自立を少なくとも経済的自立、生活技術的自立、精神的自立の全体を問題にすべきだとして、さらに次のように述べる。

「自立とは、じつのところ、相手の感情の質をくぐり、その置かれている立場を理解し、対等な個人同士として相互にかかわっていく『他人とかかわる力』と表裏一体の関係にあるものではなかろうか。自立していない人は他人とかかわることはできない。他人とかかわりあい良い関係をつくっていける人こそ、ほんとうに自立している人であると言えよう。その意味で『じりつ』とは、自分を律するという『自律』であると考えの方が適切であるように思われる」<sup>6)</sup>。

次に、児童養護の分野のものである。

「就労の最大の目標は経済的自立と考えるのが一般的である。彼らの場合も、就労の自立は『就労してその収入によって、自分の生活を支えていけること』という、経済的自立を意味する。しかしそれだけでなく、単身生活者となった彼らには、さらに『最低限の日常生活を営むことができること』という日常の生活の自立が就労生活を支えていく生活の基盤として求められる。同時に『主体性をもち、社会人として当たりまえの行動ができること』という精神的自立が、生活全体の推進的まとめ役として必要になってくる」<sup>7)</sup>。

この分野でも「義務としての自立」の波は強く、養護施設に長期に入所することはそれだけ税金を多く使うことになるとして、高校進学率が9割を超える今日においてもかなりの養護児童が義務教育終了と同時に就労を強いられている。編者は次のようにいっている。「本書が

『強いられた“自立”』となったのも、彼らに対する社会的対応が以前と比べて少しずつ充実してきているとはいっても、実態はいまだ施設児童の約半分のものが中卒の学歴で働かざるを得ないという事実の端的に現れている彼らの過酷な現状を反映しているからに他ならないのである」<sup>7)</sup>。

これは、実際の施設実践に当たっている専門家が経験を通じて述べていることである。ここで紹介した部分は自立を経済的自立だけでとらえ、「義務としての自立」を強いても場合によっては社会的自立を妨げることになることを示唆したものである。

ごく限られた紹介であったが、上に見ただけでも日常生活上の自立、精神的自立を含めてとらえるべきであるという見方の必要性が示唆される。折出氏は1980年代前半までの自立に関する著書を取り上げ、そこでの自立論の特徴として、一つには人間の一生の節ごとにふさわしい自立とは何かということが問題になっていること、二つには養護を含む広い意味での教育における人間の自立が問題になっていることを述べ、三つめの特徴として「たんに、身のまわりのことを自分で処理するという身辺的自立ではなく、ひととの交わり、依存、愛着、そして相互要求をくぐりつつ自立するという精神的自立に大きな関心が向けられていること。言い換えれば、人間同士の交流のなかで、自分を見つめるもう一人の“自分”をたしかにつくりあげていくという道すじが自立ととらえられている。その意味で、人格的自立が今日の自立論の核心となっているとみてよいだろう」<sup>1)</sup>と述べている。つまり、今日における自立は、分野・領域によって強調点の比重のおき方にちがいはあっても、まるごとの人格的自立を総合的に問題にすべきであると見られつつあるとあってよいであろう。

それでは、障害者の分野においてはどうかだろうか。

経済的自立中心に考えられてきた障害者の自立について、経済的自立はもとより身辺生活の自立をもこえてひとつのアンチテーゼを提起したのが、先にふれたアメリカのIL運動とその影響を受けてわが国で展開されている論である。そこでは、「自由な責任主体として自らの生活を計画し、管理していくことを自立生活と規定」し、「生活における自己決定権、すなわち、他者から拘束されず、自らの生活のあり方を自ら決定していく権利を尊重し、自己決定権を行使することを自立ないし自立の要件と捉えている」とされ、「自己決定権と表裏の関係にある自己選択権の行使を、自立とみなしている」という<sup>5)</sup>。なお、自立生活(IL)運動が掲げたこのような自立概念を反映して、全米障害者評議会では自立の定義を「意志決定ならびに日常生活の諸活動の遂行において、他者への依存を最小限にとどめる受容可能な選択に基づく自己コントロール活動」としているとのことである<sup>6)</sup>。これだけではわかりにくい、やや乱暴ないい方かもしれないがわかりやすくいうと「米国における自立とは『したいこと・したくないこと』、『できること・できないこと』を『自分の意志』で決定し、『自分の責任』でやること」ということになる<sup>9)</sup>。

この自立生活運動の提起する自立概念について大泉氏は、①身体的自立や経済的自立という従来の枠を越えて、「自立の意志をもつ」すべての障害者を包含しうるものであり、②その自立のためには社会環境や社会福祉サービスを体系的に整備することが必要不可欠であることを前提としており、③しかも、そうした援助計画やサービス方法の策定・実施を専門家だけに委ねるのではなく、そこに参加することを重視している、という点が評価しうるとしている。し

かし同時に、①自立の意志を明示しえない、自己決定、自己選択の能力をもっていない最重度の障害者はこれらの機会を享受する対象から除外されること、②こうした自立論提唱者の中には、依存からの脱却を強調するあまり、ときとして「家族からの別居こそ自立だ」「自立を邪魔するのが親や家族だ」などあまりに個人主義的で「共苦の連帯」があまり感じられない、と批判的側面を指摘し、したがって障害者全体についての普遍的な自立概念とはいいがたいという(なお、前出定藤氏らは基本的にIL運動の自立概念に賛同する立場に立ちつつ、大泉氏とほぼ同様の点を不十分な点としてあげている<sup>5)</sup>)。

そして、大泉氏は障害者の自立を人間の発達過程に位置づけてとらえることが大切であるとして、自立の段階を次のように試論的に提起している。

1. 日常生活における身辺処理動作の自立性
2. 人間関係や集団生活における心理的・精神的自立性
3. 職業生活における労働者としての自立性
4. 家庭生活における生活者としての自立性(含経済的自立性)
5. 社会生活や社会参加活動における自立性

なお、これらの自立性には、①自らの意志と力でやるということ、②自らの力の限界を知り必要な支援・援助を求めるということ、③そうした問題の解決や課題の達成にとりくむにあたって必要な基盤を明らかにするという、この3つの要素が含まれていることに留意したいという。

ここではこれらの自立概念の当否には立ち入らないが、障害者の分野においても経済的自立中心の自立観から、新しい全人格的な自立観がめざされているのである。

谷口明広・武田康晴氏は自立を細分化すると、「身の回りの事柄を自分自身が独力で行な

うこと」＝身辺自立、「自己決定と自己選択が自分自身で行なえるようになり、それによる結果に責任がとれるようになること」＝精神的自立、「仕事に就き、自らの手で生活費を稼ぎ出していくこと、また障害により就労することができなくとも、年金や生活保護費を自主管理できるようになること」＝経済的自立、「自分にあった生活形態を決定し、生活の場を確保し、実践できるようになること、また、設備や内装に不便で使用不可能な点があれば改造し、自由に使用できる住環境を創り出していくこと」＝住環境自立、「社会に存在する秩序や道徳を身につけ、自分を取り巻く人々や社会から、社会に貢献でき得る人として受け入れられるようになり、自らもそれが確認できるようになること」＝社会的自立の5つに整理することができる<sup>10)</sup>。

最後に、実践現場からの問題提起をひとつ紹介しよう。「これを自立と呼んではいけないのか」という問いかけである。次のようなものである。

滋賀県長浜市にある通所授産施設ひかり園作業所に通所する知的発達障害をもつ君子さんは、幼くして両親と死別し、彼女が46歳のときに、彼女のめんどうを見てくれていた兄の急死にあった。生活の基盤を危うくする兄の急死を前にして福祉事務所や遠方に住むもう一人の兄が考えたのは、彼の居住地の近くにある入所施設への措置変更であった。しかし、関係者の話し合いの場で彼女自身が「私は、大切な仲間や仕事があるし、ホームで生活しながらずっとひかり園で働きたい」といい、そのことばに関係者も動かされて、当時設置準備中であった、滋賀県の補助金事業として実施されていた「生活ホーム」に入所することになったのである。こうして、君子さんは、昼はひかり園作業所に通い、夜は三ツ矢障害者自立ホームで生活して

現在に至っている。

君子さんについて実践報告した高橋信二氏は、作業所でも中心的役割を果たして働き、生活ホームでのキーパーの手助けをして他の仲間へのめんどうも見ている君子さんの事例について次のように問いかけている。

「この君子さんの姿は、私たちに『自立』とは何かをあらためて考えさせてくれるように思います。たしかに彼女の作業所での給料は月15000円にも満たないものです。生活もキーパーの援助に支えられています。しかし、だれにも依存しないで生活している人などいないともいえます。このような彼女の生きる姿を『自立』といっではいけないのでしょうか<sup>11)</sup>。

ここで見ておきたいのは、「義務としての自立」の立場から見るとこの君子さんの生き方はどうい自立とはいえないということである。なぜなら、彼女の生活しているホームには自治体からの補助金が出されており、働く場である作業所には措置費が使われている。そしてまた、彼女のホームへの拠出金は給料だけでは足りないので年金によってまかなわれている。彼女の生活はいろいろな面で税金に頼っているのである。

しかし、見方を変えてみると、経済的にも日常生活的にも精神的にも家族に頼らないで生活しているということは自立を考える上で重要な意味をもつとも考えられる。河野氏は障害者の自立は家族問題をぬきに考えられないとして次のように述べている。

「障害者における自立の場合、その障害の種類や程度によって、その内容もいくらか異なってくる。しかし、現代日本においてそれは、さしあたりつぎの、相互に異なりつつしかも深くかかわったふたつの『自立』を求めるものとして現れざるをえない。第1は、『強いられた、私的な家族への依存的状態、庇護・従属的地



位、要するに半独立的存在からの自立』である。第2は、これまでの『政府の障害者政策の、家族的扶助への依存からの自立』である。……この2つは切り離せない関係にある。政府の貧困放置、家族的負担の押しつけ政策が前者の状態を生み出した張本人だからである。『強いられてきた』のが障害者だけでなく、家族も同様であることは、明らかである<sup>12)</sup>。

少なくとも、障害者の自立を考えるとときに「家族からの独立・自立」が今日の日本の中でたいへん大きな意味をもつことは大方の同意が得られるであろう。それは単に経済的な問題に帰せられるものではなく、日常生活の援助の問題、そしてさらに精神的自立とも深く関わった総合的問題である。君子さんのケースを自立していると見るかどうかはともかく、自立をこのように全体としてとらえる視点は重要であろう。事実、君子さんの援助に当たっている関係者の間で認識されている君子さんの自立の課題は、公的制度を活用していることに関する問題ではなく、世話好きで、うらがえすとおせっかひやきで、ときどき、共に生活している仲間などとトラブルを起こすことについての問題、つまり精神的自立に関する問題であるということである。

### (3) 新しい自立概念の検討 その3—目標概念としての自立

自立にはゴールがあるのだろうか。つまり、これをもって自立したという到達点は規定できるのであるか。先に見たいいくつかの提起の中にはそのような規定ができそうなものも見受けられる。しかし、精神的自立を含む全人格的自立を自立というのであれば、完成した人格が現実にはないのであるから、すべての人間にとって生きている限りそれは自立への過程であるということになりはしないだろうか。そうである

とすれば、自立は到達点を規定できる概念ではなくすべての人が目標とするものであるということになる。

自立を目標概念であると意識した筆者の知るもっとも典型的なものは河野勝行氏によるものである。

「自立をもっとも簡潔に定義するならば、独立した社会的人格として自己の身体・生活・人生の主人公となりゆくことだといえる<sup>13)</sup>。

この定義は相当考えぬかれたものであって、氏の定義の中の「なりゆくこと」という中に自立が目標概念であり、過程であることがもりこまれている。「身体の主人公」という表現を加えているところに自ら重度の身体障害をもった河野氏らしさがあらわれているといえるが、それは今日、障害者だけではなく現代に生きる人間全体に通じる重要な指摘であるといえよう。

もし、自立を目標概念ととらえ、すべての人間をその過程にあるととらえることができるとすると、興味深いことにたどり着くことに気づく。

その第1は、最重度といわれる障害者も含めて、同一の次元で自立を問題にすることができるということである。自立しきった人間は存在せず、すべての人間が自立へ向けて歩みつづけるのであるというのであれば、それはどんな重い障害をもった人においてもそうである。寒暖の変化に対して体温を調節することが困難だった障害者が一定の調節が可能になったならば、文字どおり自分の力で立てなかった人が立てるようになったならば、作業所に通所していてもお客さんでしかなかった人が仕事に手を出すようになったならば、それらは自立そのものではないけれども、自立への歩みの一歩をさらに踏み出したことであるのととらえることができる。

筆者は、最初の勤務先であった重症心身障害児施設びわこ学園の25周年記念の座談会で、

これからの抱負を語り合ったとき、「この園生にも当てはまるような自立論をつくりたい」と述べたことがある<sup>(13)</sup>が、上に述べたような視点に立てば、私たち自身の自立と同じ軸の上で重症心身障害児（者）の自立を語りうるともいえる。先に紹介した大泉氏の「自立段階」の提起は、まさにそうした新しい自立論の創造へのひとつの試みであるといっていよいであろう。

なお、この点については、先に紹介した定藤氏らは『自己決定能力を喪失している』と思われる重度障害者をも自立障害者として含みうる自立概念も、自立を助け合いや連帯とのかかわり、換言すれば自立を社会的発展とのかかわりで把握することによって、構築することが可能になる」として次のように述べている。

「自立への意志が弱かったり、『喪失している』ようにみえるどのような重度の障害者であっても、生の営みを継続し、その障害状況のなかでの自らの可能性を追求すること自体がその障害者の家族、関係者、各種の専門家に一定のインパクトを与え、たとえ長い時間的経過を経ても、そのことがなんらかの社会的発展につながるこの可能性があること自体が、かれをして自立的存在として認めさせうるのである。さらにこのような自立観は、自立の問題が、個人の発達や自己実現という個人的次元の問題であると同時にすぐれて社会的発展の問題として位置づけられ、体系化されることの必要性を示唆しているのである」<sup>(15)</sup>。

筆者は、定藤氏らの議論を重度障害者の人間存在についての価値論としては了解できるが、これまでの問題にしてきた「自立」が市民社会が成立してはじめてすべての人間にとって個人の人格としての独立性が理念的に承認され、わが国の障害者にとって、今、やっとそれが現実的なものとして要求されてきている中での議論であると考えれば、多くの人にとってなじ

みにくいと思うがいかがであろうか。ただ、たとえば「民族（として）の自立」というようないい方が承認されるとすれば、自立を個人のレベルだけでなく集团的社会的なレベルとあわせて問題にすることは可能であり、それ自体としては意義あることであると考えられる。

自立を目標概念としてとらえるという立場に立って見ると興味深いと思われるもうひとつは、全人格的自立という視点とあわせて見るとき、それはこれまで私たちが「発達」ということばにイメージしてきたものと接近したものであるといえるのではないかということである。

一般に発達とは「①発育して完全な形態にかづくこと。②進歩してよりすぐれた段階に向かうこと。規模が大きくなること。③（心）個体が時間経過に伴ってその身体的・精神的機能を変えてゆく過程。人類の文化遺産の習得によって身体的・精神的に変化する過程。成長と学習との2要因を含む」（広辞苑第4版）といわれるが、これまでに見てきた新しい自立概念—それは、むしろ本来的な自立概念というべきであるのかもしれないのであるが—は、それ自体を過程としてとらえ、ある価値的方向への歩みであるということであった。それは、ここでいう発達とかなり近い意味があるといえるのではなかろうか。

大泉氏が「自立の発達段階」といういい方をしていることは先に述べたが、河合幸尾氏は、「自立・自助」と対比させて「自立・発達」といういい方をしている<sup>(14)</sup>、田中昌人氏は「発達の自立」といっている<sup>(15)</sup>。

あえて、自立概念と発達概念を区別すれば、発達概念が人間（個人）の能力や人格の内在的潜在的な力を表現する意味を大きくもっているのに対し、自立概念は、そのような内在的潜在的な力を前提しながらも、相対的に現実社会で具体的に働く力としての発現を強く表現してい

るといえるかもしれない。そして、私たちが自立を問題にすると、この現実社会で具体的に働く力、つまりさまざまなことが実際にできるということを重視することも必要であろう。障害児の親の立場での正村公宏氏の次の意見は、やはりしっかり受けとめられる必要があると考えるのである。

「自立は（自活への一加藤注）努力の方向であって、結果ではないんだといっているのです。だから日常の小さなことができなかった子が、できるようになることは、たとえば家族と一緒に暮らしていく時間を長くするためには、決定的に重要なんですね。ほんとに何もできない子供だったら、やはり親はもうとてもまいててしまいますから。身辺処理が自分でともかくできるようになる、物を食べたり飲んだりすることが自分の力で何とかできるようになる、スプーンも持てなかった子が持てるようになる、トイレへ行けなかった子が自分で行けるようになるというのはものすごく重要なんですね。それはまさにノーマライゼーションですけども、できるだけ普通の人間らしい暮らしを彼らに維持させるための条件として、そういう主体的能力を引き出すということです」<sup>66)</sup>

自立概念を発達概念と重ねて問題にするのは、あるいは、自立についての拡張解釈であるというべきかもしれない。しかし、それをいうなら、「発達」概念も今日、次章で述べるように広範な問題意識と結びついてさまざまな意味を込めて使われてきている。これらのことは、まもなく21世紀に突入する今日の情勢のもとでの人間の生き方、あり方が、多くの人々にとって重要な関心事となり、その課題を表現する上で自立、発達などのことばが使われてきていることを示しているのかもしれない。この点で、折出氏の次の主張は示唆的である。

「『自立』思想のなかであらためて私たちは自

由の獲得をさぐっているのかもしれない。つまり、私たちは、自由自立（自己に由りて自分で立つ）の意味で自立を語りはじめていたのではないか。私たちにとってより身近な『自立』の言葉を使って、かなり気軽に『人間としてのまっとうな生き方』を語り合うようになってきたのではないか。もしそうだとすれば、いま、自立思想そのものが人間論や生きがい論の中心になってきているのだといえる。」

「立身出世思想と本当にたたかうなかで、私たちの市民的自立の実現がより身近になるのだと思う。それでこそ、私たちは『自立』という比較的なじみやすい言葉で、主権者としてのお互いの生き方を自分の力でさぐることができるにちがいない。自分で練りあげた本当の自立の哲学を備えるべきである。それを備えた者は、本当の人的自由の実現に向けてどんな困難にも立ち向かう力をもった人間だといえる。私たちの手でその哲学をつくりあげていく時代がきている」<sup>(1)</sup>。

つまり、私たちは、これからの社会の中で求められる人間像についてあるイメージを抱き、それを表現するときに「自立」「発達」という、ある意味では既成の概念を使って表現しているといえるのかもしれないのである。

概念の規定は慎重になされるべきである。自立論の新展開は、一面で自立概念の混乱を招くことになるかもしれない。しかし、そうした背景の中でさまざまな含意をもって豊かに展開されていくことは、自立への努力、自立の支援・援助などの内容をも豊かなものとし、ひいては自立概念そのものをもより豊かなものとして確立していくことに寄与することになるというべきなのかもしれない。

#### 文献

- (1)折出健二『人的自立と教育』青木書店、1984
- (2)都築学「時間的展望に関する文献的研究」『教

- 育心理学研究』第30巻第1号, 1982
- (3) 浜野博『ハンディキャプト——自立への25年』  
イクオリティ, 1985
- (4) 真田是「成人期の教育, 生活, 労働, 医療の発展のために」『障害者教育実践体系 7 成人期』労働旬報社, 1984
- (5) 定藤丈弘「障害者の自立と地域福祉の課題」岡田武世編著『人間発達と障害者福祉』（熊本短期大学附属社会福祉研究所社会福祉叢書 1）川島書店, 1986
- (6) 星野澄子「現代における存在の不安と夫婦間紛争——ある民間相談機関の場合を井原美代子氏に取材する」布施晶子・清水民子・橋本宏子編双書『現代家族の危機と再生 1 現代の夫婦』青木書店, 1986
- (7) 青少年福祉センター編『強いられた「自立」——高齢児童の養護への道を探る』ミネルヴァ書房, 1989
- (8) 中西正司「アメリカ自立生活運動に学ぶ」八代英太・富安芳和編『ADAの衝撃—障害をもつアメリカ人法』学苑社, 1991
- (9) 岩渕紀雄『自立への条件——耳の不自由な人の福祉入門』日本放送出版協会, 1991
- (10) 谷口明宏・武田康晴『自立生活は楽しく具体的に——障害をもつ人たちの「個人別プログラム計画」』かもがわ出版, 1994
- (11) 成人期障害者発達研究会「障害者の自立を考える 3 働き, くらすなかで」『みんなのねがい』1987年5月号。なお, 君子さんに関する記事は斎藤康祐「悲しみをバネにたくましく生きる」『みんなのねがい』1992年10月号にもある。
- (12) 河野勝行「自立と発達」『障害児教育実践体系 7 成人期』労働旬報社, 1984
- (13) びわこ学園 25 年記念誌『びわこまんだら』, 1988
- (14) 河合幸尾「現代社会福祉の対象——理論的検討を中心に」河合幸尾・宮田和明編『社会福祉と主体形成——90年代の理論的課題』法律文化社, 1991
- (15) 田中昌人「障害者の発達保障の今日的課題と展望」人間発達研究所編『自立と人格発達』全障研出版部, 1990
- (16) 大江健三郎・川島みどり・正村公宏・上田敏『自立と共生を語る——障害者・高齢者と家族・社会』三輪書店, 1990

(かとう なおき)

(受稿 2018年2月19日)

【源流解説】

加藤直樹

『『自立の時代』と自立論の新展開』

黒田 学

(立命館大学産業社会学部)

本稿は, 加藤直樹著『障害者の自立と発達保障』(1997年)の第1章に掲載されたものであり, 同書刊行にあたって書き下ろされたものである。同書は, はじめに, 第1章『『自立の時代』と自立論の新展開』, 第2章「発達保障の今日的課題と自立」, 第3章「障害者の自立と自立援助の視点」, 補章「社会福祉労働と発達保障」, おわりにから構成されている。加藤直樹は同書刊行にあたって(はじめに), 「『自立』は古くて新しい, そして近年ホットな関心を寄せられている問題である。『発達』もまた21世紀におけるキーワードのひとつとして注目されている概念である」とし, 「『発達保障』は, 障害者問題の分野において提起され, 他の分野にも一定の影響をもつに至っている概念」であり, 「今日求められている自立援助・自立保障のとりくみが『発達保障』と接近しつつあるのではないかという仮説に立って問題提起するものである」と同書を位置付けている。その上で「本書がめざすものは, あらためて『発達保障』の思想が提起してきたものの重要性を再確認し, 同時にその理論化へむけての論議を呼び起こし, 「『発達保障』の概念とそのあり方についての論争的提起を行おうとしたもの」と記している。

## 本稿の特徴

さて、本稿はまず、第1節において、障害者基本法（1993年）第1条（目的）における障害者の自立と社会参加の促進が明示されたことを1970年代以降の国連における障害者の権利保障の歩みに関わらせて、障害者の自立問題が日本の障害者問題の重要な課題の一つとしている。しかしながら他方で、加藤は、障害者基本法第6条（自立への努力）において、「自立への努力」が障害者と家族のもっとも基本的な“義務”として位置づけられていると指摘している<sup>1)</sup>。

次に本稿第2節では「自立の時代」における自立についての2つの立場として、「自立」概念が障害者領域だけでなく国民全体の自立が問題にされる「自立の時代」であるとした上で、「義務としての自立」（他人に頼らないで自分で処すること）と「権利としての自立」（自立のために援助や制度的充実という要求に基づく）という2つの立場を対比的に解説している。加藤は、「自立」概念がこのようにまったく異なる2つの立場にもとづいて展開されていることを先行研究に基づいて詳述している。なかでも障害者の労働に関わって、日本国憲法における労働（勤労）の権利と義務を検討し、障害者が労働の義務を負うには、働くための条件整備が欠かせないことを指摘している。さらに障害者にとって9年間の義務教育期間の不十分さにも言及し、「長期の教育、訓練を権利として保障すべきであるとする意見は一般的な説得性をもつ」と課題提起を行っている。このような提起は、その後の特別支援学校高等部における専攻科の設置拡大、障害者の教育年限延長や高等教育の保障を求める取り組みを示唆するものである<sup>2)</sup>。

第3節の自立とはなにかをめぐっては、先の「権利としての自立」に関わっての新しい自立概念として、①依存的自立、②全人格的自立、③目標概念としての自立をそれぞれ検討している。

まず、①依存的自立に関しては、「他人に依存しない生活は自立というより孤立というべき」と指摘し、折出健二氏の論考に着目し、自立に必要なことは、「援助し援助される人との関係を結ぶ力」であり、「ある場合には『必要なきに周囲に援助を求める力』が必要不可欠である」とし、知的障害者のMさん（町内会での会計係）から具体的に例示している。

次の②全人格的自立については、まず自立を経済的自立に矮小化する傾向を問題視することからその検討が進められている。女性の自立、児童養護の分野にも言及した上で、「今日における自立は、（中略）まるごとの人格的自立を総合的に問題にすべきである」と指摘し、米国のIL運動や大泉溥氏、河野勝行氏、高橋信二氏らの論考に着目し、障害者の自立は「単に経済的な問題に帰せられるものではなく、日常生活の援助の問題、そしてさらに精神的自立とも深く関わった総合的な問題」として定義づけている。

③目標概念としての自立は、「自立にはゴールがあるのだろうか」という本質的な問いを前提にして、「精神的自立を含む全人格的自立を自立というのであれば、完成した人格が現実にはない」のであり、「自立への過程」として、「自立は到達点を規定できる概念ではなくすべての人が目標とするものである」と明示している。ここでもまた河野勝行氏の論考を踏まえながら、「最重度といわれる障害者を含めて、同一の次元で自立を問題にすることができ」、「自立しきった人間は存在せず、すべての人間が自立へ向けて歩みづづける」のであれば、「どん

な重い障害をもった人においてもそうである」と目標概念としての自立を位置づけている。さらに、目標概念としての自立を「発達」の文脈からも検討している。加藤は、「自立概念と発達概念を区別すれば、発達概念が人間（個人）の能力や人格の内在的潜在的な力を表現する意味」を大きくもつものに対して、「自立概念は、そのような内在的潜在的な力を前提にしながらも、相対的に現実社会で具体的に働く力としての発現を強く表現しているかもしれない」と捉えている。また、加藤は、「自立論の新展開は、一面で自立概念の混乱を招くことになるかもしれない」と自重しながらも、これらの新しい自立概念をめぐる検討が、「自立概念そのものをもより豊かなものとして確立していくことに寄与することになる」と展望し、論を締めくくっている。

## 研究の系譜

加藤の研究は、障害者をめぐる実態に依拠し実践的検討を基礎にして、障害者の権利保障および発達保障の理論化を試みるという姿勢が貫かれていた。初期の研究では、高谷清氏との2つの共編著である『変革の医療』（1971年）、『障害者医療の思想』（1975年）において、特に重度障害者の権利について医療保障と関わらせて検討している。そこでは、「すべての障害者が全面発達を実現していくための医療の主人公として」、「障害者の医療の権利をとりかえていく」こと、「すべての人びとが健康に生き、学び、働ける社会につくりかえていく運動」を提起し（1971年）、「障害者の権利の運動の中での、医療の問題を中心として考え」、「障害者の医療をどのように考え、発展させたらよいかを、発達の問題とあわせて考える」（1975年）ことを試みている。また、高谷清

氏、藤本文朗氏らとの共編著『人間とその障害』（1981年）では、国際障害者年の始まりに際して、障害者の権利保障を障害概念や発達の視点から検討し、「障害児・障害者は最終的に社会的に規定され」、「障害者問題へのとりくみは社会進歩をめざすとりくみである」と位置づけている。さらに、「人間的な能力、人格は集団的社会的に形成されてきたものである」と捉えることの意義を提起し、発達と教育との連関を具体的に述べている。これらの研究では、「自立」という概念には触れられていないが、『障害者の自立と発達保障』の萌芽となることが窺えよう。

また、二宮厚美氏、河野勝行氏との共著『人づくりの労働論』（1985年）においては、「成人期障害者の発達論の創造に向けて」（第1部）と題し、障害者の基本的権利の保障に関して、「障害者の内面世界を充実させることへの洞察が不可欠」であり、「人格とはなにか、人格を培うとはどういうことか、の検討が求められる」として、学校教育のあり方を問い、権利保障を国民的な運動課題とすることを提起している。青年・成人期の発達を、自己認識、未来に対する見通し、目的意識性、集団連帯性などを軸に、人格発達論として展開している。ここにおいても「自立」概念の検討はなされていないが、障害者の基本的権利の保障を人格論や発達論から具体的に検討しており、その後の自立研究の基礎をなしているといえよう。そして、加藤の単著『少年期の壁をこえる』（1987年）においては、9、10歳頃の発達、発達の節目を軸にしながら、「自立への課題」を言及している。自立を「人格発達上の課題」として把握し、「他律から自律へ」、「自己運動」としての発達、「子どもを生活の主人公」といった視点から具体的に検討しており、自立研究への展開、『障害者の自立と発達保障』の基礎となっ

ている。

このように、加藤の『『自立の時代』と自立論の新展開』、その著作に向けたプロセスを概観したが、加藤は障害者の権利保障、自立の課題を社会的課題として一貫して認識し、具体的実践的に検討し続けてきたといえよう。

## 本稿以後の研究

本稿は、1997年に刊行されたものであるが、その後の加藤の研究をいくつか紹介すれば、「発達の3つの系と集団」（『発達保障論入門冊子』2002年、所収）、「集団と発達（1）（2）（3）」（『障害者問題研究』35-2, 3, 4, 2007年～2008年）がある。ここではそれらについての解説は別稿に譲ることにするが、自立論の新展開から社会的人間発達の研究へと論を発展させた。集団や社会に依存することによって成立しうる自立の課題、「精神的自立を含む全人格的自立」という課題を、社会福祉・社会保障制度といった社会体制の次元だけでなく、仲間や家族、様々な集団における人間的な連帯や諸活動といった次元から、常に実践的に検討し続け、また実践的に検討することの意義を問い続けてきた。個人の発達と自立を集団の系や社会体制の系との統一的な視点から考察し、理論化を試みてきたのである。加藤が逝去する直前（2014年11月）、人間発達研究所運営委員会において、加藤は口頭の研究報告をおこなった。現代社会の排他的な状況、人間の尊厳を傷つける集団や社会のありように言及しつつ、集団の発達、社会的人間発達に関する研究とその課題を報告した。それは、人間発達に関わる研究課題、発達保障に関する研究の発展を切に願ってのことであった。本稿だけでなく、加藤の研究の足跡を振り返り、基礎としながら、これからの自立研究、発達保障研究を集団的英知として

築き上げていくことが、後進の課題であろう。

最後に、ある学生が自立に関して授業で述べたことを紹介しておきたい。「障害者に比べて健常者の方が社会に依存しているし、健常者にとっては依存できる選択肢がたくさんあることに気づきました」<sup>3)</sup>と。つまり、障害者は社会に一方的に依存した「社会のお荷物」であるといった偏見に晒されがちだが、その内実を見れば、外出するにも仕事に就くにも、限られた社会資源を選択しているに過ぎない（あるいは選択のしようがない社会的条件に置かれている）のである。したがって、健常者は「豊富な」社会資源から必要に応じて選択し、自由を行使し社会に参加しているが、障害者は「限定的な」社会資源に依存せざるを得ず、社会的「孤立」に陥りやすい状態に置かれているというのである。20年前の加藤の自立に関する問題提起は、今日においても意味をなしており、「自立」概念の検討とその展開が必要とされている。その検討の基軸となるキーワードは、社会的包摂、社会的結束、文化的多様性の3つだと仮説を立てているが、今後その論の展開を試みることで加藤のバトンを引き継ぐことになればと考えている。

（くろだ まなぶ）

## 【注】

- 1) 障害者基本法の第6条（自立への努力）は、障害当事者と関係者の運動を反映して、2004年の同法改正により削除された。しかしながら、その後の障害者自立支援法（2005年）では、「従来以上に障害者の自助努力と自己負担を強調し、親の不安を強めた」（佐藤久夫「障害者基本法の2009年改正の課題」『ノーマライゼーション 障害者の福祉』2009年2月号）のである。
- 2) 文科省「特別支援学校専攻科に関する実態調査」（2012年度）では、特別支援学校専攻科の設置数は102校（視覚40校、聴覚54校、知的8校）である。また2004年には、全国専

攻科（特別ニーズ教育）研究会が組織された。  
なお、坂井清泰「移行期教育と教育年限の延長」（黒田学編『アジア・日本のインクルーシブ教育と福祉の課題』クリエイツかもがわ、2017年、所収）を参照されたい。

- 3) 2017年度の拙者担当のある授業（立命館大学産業社会学部）において述べられた意見をもとに編集して掲載している。

#### 【文献】

加藤直樹・高谷清編『変革の医療』鳩の森書房、

1971年

高谷清・加藤直樹編『障害者医療の思想』医療図書出版社、1975年

加藤直樹・高谷清・藤本文朗・松尾隆司『人間とその障害』ミネルヴァ書房、1981年

加藤直樹・二宮厚美・河野勝行『人づくりの労働論』清風堂書店出版部、1985年

加藤直樹『少年期の壁をこえる—9, 10歳の節を大切に』新日本出版社、1987年